

第2次長崎県出資団体見直しの取り組み結果報告書

平成23年12月

長 崎 県

目 次

はじめに	1
「第2次長崎県出資団体見直し方針」(平成19年12月)の内容	2
見直し計画の取り組み結果について	
1. 達成状況	4
2. 項目別取り組み結果	
事業実施の視点からの見直し(モノ)	4
組織的な視点からの見直し(ヒト)	6
財政的な視点からの見直し(カネ)	9
このほか、未達成となった項目	10
公益法人制度改革への対応について	12
今後の出資団体の見直しについて	13

はじめに

長崎県では、平成13年2月に策定した「長崎県行政システム改革大綱」に基づき、行財政改革の立場からは県出資団体全体の抜本的見直しに着手し、民間有識者からなる長崎県出資団体あり方検討委員会からの提言を受け、平成15年3月に「長崎県出資団体見直し方針」を策定し、団体のあり方や事業等について根本から見直しを行い、一定の成果をあげることができました。

しかし、県の財政状況が厳しさを増していることに加え、国の公益法人制度改革や指定管理者制度の導入など、出資団体を取り巻く環境が大きく変化したことから、平成18年2月に策定した「長崎県行財政改革プラン」に基づき、出資団体のさらなる見直しに取り組むこととし、民間有識者からなる「長崎県出資団体見直し方針等検討委員会」からの提言を受け、平成19年12月に「第2次長崎県出資団体見直し方針」を策定いたしました。

この方針においては、団体の自主・自立性を尊重しつつ、県の関与は必要最小限とするという観点から、県の団体への関与の見直しを基本姿勢とし、県及び各団体において具体的に取り組むべき課題について見直し計画として整理した上で、積極的に見直しを行ってまいりました。

この報告書は、見直し方針の取組期間である平成22年度までに達成した成果と今後の課題について取りまとめるとともに、これからの県出資団体の見直しのあり方の検討に資することを目的として作成したものです。

なお、県が団体の指導を行うにあたっては、第三者的視点及び専門家としての視点から、取組状況や団体の経営評価などについて点検評価をいただきました長崎県出資団体点検評価委員会の委員の皆様方には、長期間にわたりご指導ご助言をいただきましたことについて、心よりお礼申し上げます。

「第2次長崎県出資団体見直し方針」(平成19年12月策定)の内容

1. 基本姿勢

県が団体に対して「適正な関与」を行い、「団体の自立化」を促進することにより、県と団体がそれぞれの役割を補完し合う対等な関係(パートナーシップ)を築いていく。

2. 対象団体

県の出資比率が1/4未満の株式会社等を除く県内に主たる事務所を有する全ての団体

(平成19年12月現在) 52団体

3. 見直しの手法

重要な経営資源と言われている「ヒト、モノ、カネ」を活用しながら運営を推進していくことが「自立化」につながっていくという考えのもと、この3つの視点から、団体の自立化のために必要な県の適正な関与を検証

4. 見直しに向けた取り組み

事業実施の視点からの見直し(モノ)

- ・解散に向けた取組を検討する団体
- ・自立した団体として、県の関与の廃止を検討する団体
- ・県の施策を進める中で団体の業務運営のあり方を検討する団体
- ・委託業務における民間参入の拡大を検討する団体
- ・指定管理業務に関して、適切な県の関与となるよう検討する団体

組織的な視点からの見直し（ヒト）

- ・ 団体長就任の取りやめを検討する団体
- ・ 団体長への三役就任の取りやめを検討する団体
- ・ 団体役員就任の取りやめを検討する団体
- ・ 団体役員に同一部局から複数就任の見直しを検討する団体
- ・ 団体の監事又は監査役就任の取りやめを検討する団体
- ・ 派遣職員の削減を検討する団体

財政的な視点からの見直し（カネ）

- ・ 団体への県単独補助金の縮減を検討する団体
- ・ 資金運用規程や資金計画の作成について検討する団体
- ・ 必要な事業量確保のため、財産の取り崩し基準策定を検討する団体
- ・ 出資比率の見直しを検討する団体

5．見直しの時期

県の行財政改革プランの推進期間である平成22年度末までを一つの区切りとし、期間内に取り組むべき目標を県と団体に設定

見直し計画の取り組み結果について

1. 達成状況

	項目数	達成状況		
		達成	未達成	計画年度前
団体計画分	119	115 (96.6%)	4 (3.4%)	0 (0.0%)
県計画分	101	94 (93.1%)	5 (4.9%)	2 (2.0%)
計	220	209 (95.0%)	9 (4.1%)	2 (0.9%)

2. 項目別取り組み結果

事業実施の視点からの見直し（モノ）

- ・解散に向けた取組を検討する団体（3団体） **全て達成又は達成見込み**

解散済み：2団体

(財)長崎県中小商業振興基金（21年7月解散）

(財)長崎県地域振興航空基金（21年9月解散）

解散見込み：1団体

(財)長崎県勤労者福祉事業団（24年度末解散見込み）

このほか、自主的な取組による解散（合併による解散）：1団体

(社)対馬林業公社（23年1月）(社)長崎県林業公社と合併）

- ・自立した団体として、県の関与の廃止を検討する団体（7団体） **全て達成又は達成見込み**

関与廃止済み：2団体

(社)長崎県林業協会（21年3月関与廃止）

(財)長崎県漁協合併推進基金（23年3月関与廃止、25年度解散）

関与廃止見込み：4団体

(社)長崎県漁民年金貯金共済会(23年度関与廃止、25年度解散)

(社)長崎県農協会館(新公益法人制度への移行時に関与廃止)

(社)長崎県林業コンサルタント(新公益法人制度への移行時に関与廃止)

(財)長崎県住宅・建築総合センター(新公益法人制度への移行時に関与廃止)

計画年度前：1団体(県計画分)

(社福)長崎県障害者福祉事業団(施設建て替え後に関与廃止)

・県の施策を進める中で団体の業務運営のあり方を検討する団体(3団体) **全て達成**

長崎国際航空貨物ターミナル(株)

団体のあり方についての協議会設置(21年度)

オリエンタルエアブリッジ(株)との合併に係る検討委員会設置(22年度)

長崎県信用保証協会

保証審査の効率化や制度資金の創設等を通じた保証の充実を促進

長崎県営バス観光(株)

県交通局の中期経営計画(20~24年度)と合わせて、団体の中期経営計画を策定

・委託業務における民間参入の拡大を検討する団体(2団体) **全て達成**

(財)長崎県国際交流協会

パスポート作成業務について、21年度から競争入札を実施

(財)長崎県建設技術研究センター

民間参入可能な業務について、21年度から競争入札を実施

・指定管理業務に関して、適切な県の関与となるよう検討する団体(2団体) **全て達成**

(財)長崎ミュージアム振興財団(長崎県美術館の指定管理)

指定管理者としての法人の独立性を保つため、19年度に知事の理事長就任及び県部長の理事就任を取りやめ

(財)長崎県体育協会(長崎県立総合体育館等の指定管理)

県職員が役員に就任しているため、指定管理者制度の公平性を保つため、指定管理の更新時(23年度)に応募しなかった

組織的な視点からの見直し(ヒト)

県職員の役員就任見直し

	18年度	目標数	23.4.1現在	実施予定含む
役員就任数	115	48(67)	55(60)	50(65)
役員就任団体数	47	25(22)	29(18)	24(23)

この中には3公社(道路・住宅・土地)兼務の役員(理事2名)が含まれるため、実数では46名となる。

- ・団体長就任の取りやめを検討する団体(3団体) **一部未達成**

実施済み:(財)長崎県浄化槽協会、(財)長崎ミュージアム振興財団

未実施:(株)長崎県漁業公社(県計画分)

(経営再建計画終了後に検討(28年3月予定))

このほか、(財)長崎県勤労者福祉事業団が24年度末解散予定

- ・団体長への三役就任の取りやめを検討する団体(1団体) **達成**

実施済み:(財)長崎県農林水産業担い手育成基金

このほか、自主的な取組による就任取りやめ:6団体

(財)県民ボランティア振興基金、(財)長崎県産業振興財団、

(財)長崎県産炭地域振興財団、長崎県道路公社、長崎県土地開発公社

(財)長崎県育英会

- ・団体役員就任の取りやめを検討する団体(16団体) **全て達成**

実施済み:(財)長崎県私立学校退職金財団、(財)ながさき地域政策研究所

(財)長崎平和推進協会、(財)長崎ミュージアム振興財団

(財)長崎県浄化槽協会、(財)長崎県すこやか長寿財団

(職訓)長崎能力開発センター、(職訓)西九州情報処理開発財団

(社)長崎県漁港漁場協会、(社)長崎県園芸農業経営安定基金協会

(財)長崎県種馬铃薯価格安定基金協会、(社)長崎県園芸種苗供給センター

実施予定：(財)長崎県沿岸漁業振興基金（新公益法人制度への移行時に関与廃止）

(財)有明海水産振興基金（新公益法人制度への移行時に関与廃止）

(財)対馬栽培漁業振興公社（新公益法人制度への移行時に関与廃止）

(財)長崎県建設技術研究センター（新公益法人制度への移行時に関与廃止）

このほか、(財)長崎県勤労者福祉事業団が24年度末解散予定

・団体役員に同一部局から複数就任の見直しを検討する団体（6団体） **全て達成**

実施済み：(財)長崎県地域振興航空基金、(財)長崎県国際交流協会

(財)長崎県食鳥肉衛生協会、(財)長崎県産炭地域振興財団

(財)長崎県育英会、(財)長崎県体育協会

・団体の監事又は監査役就任の取りやめを検討する団体（22団体） **一部未達成**

実施済み：(財)ながさき地域政策研究所、(財)長崎県地域振興航空基金

長崎国際航空貨物ターミナル(株)、(財)長崎県国際交流協会

(財)県民ボランティア振興基金、(財)長崎県食鳥肉衛生協会

(社福)長崎県障害者福祉事業団、(財)長崎県産炭地域振興財団

(財)長崎県中小商業振興基金、(職訓)長崎能力開発センター

長崎県農業信用基金協会、(財)長崎県農業振興公社

(財)長崎県農林水産業担い手育成基金、(社)長崎県園芸種苗供給センター

(財)諫早湾地域振興基金、(社)対馬林業公社、(社)長崎県林業公社

(財)長崎県建設技術研究センター、(財)石木ダム地域振興対策基金

長崎県土地開発公社、長崎県営バス観光(株)

未実施：長崎県道路公社（県計画分）

（2名中1名は退任済み、残りは23年度中に就任取りやめ）

派遣職員の見直し

・派遣職員の削減を検討する団体（10団体） **全て達成**

	18年度	目標数	23.4.1現在
派遣職員数	35	25（10）	25（10）

H18 H23

(財)ながさき地域政策研究所 2名 1名

(財)長崎県産業振興財団 10名 9名（見直し計画上）

〔22年度に県と財団との役割分担、責任分担の明確化を図るため、兼務職員の見直しを行い、現在派遣職員は12名となっている。〕

(財)長崎ミュージアム振興財団 4名 3名

(社福)長崎県障害者福祉事業団 2名 1名

（計画年度前（県計画分）：施設建て替え後に派遣取り止め）

(財)長崎県建設技術研究センター 5名 2名

長崎県道路公社	}	7名	5名
長崎県住宅供給公社			
長崎県土地開発公社			

(財)長崎県育英会 2名 1名

(財)長崎県体育協会 3名 3名（変更なし）

財政的な視点からの見直し（カネ）

・団体への県単独補助金の縮減を検討する団体（11団体） **全て達成**

20～22年度の3ヵ年累計で約2億4000万円の縮減 254,851千円縮減

	計 画 額	実 績 額
(財)長崎県産業振興財団	133,272千円	133,272千円
(財)長崎県私立学校退職金財団	44,714千円	43,657千円
（補助率の見直しについては達成済）		
(財)長崎県国際交流協会	6,000千円	13,986千円
(財)長崎県食鳥肉衛生協会	19,270千円	19,838千円
(財)長崎県漁協合併推進基金	1,080千円	1,080千円
(財)長崎県農林水産業担い手育成基金	3,000千円	3,000千円
(財)長崎県農業振興公社	1,494千円	1,494千円
(社)長崎県林業公社	17,613千円	合計で 31,876千円
(社)対馬林業公社	12,774千円	
(財)長崎県体育協会	5,748千円	5,748千円
(財)長崎県暴力追放運動推進センター	900千円	900千円

・資金運用規程や資金計画の作成について検討する団体（13団体） **一部未達成**

実施済み：(財)長崎県消防協会、(財)長崎県地域振興航空基金

(財)県民ボランティア振興基金、(職訓)西九州情報処理開発財団

(財)長崎県沿岸漁業振興基金、(社)長崎県漁民年金貯金共済会

(財)有明海水産振興基金、(財)対馬栽培漁業振興公社

(社)長崎県漁港漁場協会、(財)長崎県農林水産業担い手育成基金

(財)諫早湾地域振興基金、(財)長崎県建設技術研究センター

未実施：(社)長崎県園芸農業経営安定基金協会（団体計画分）

（資金運用計画のみ未実施。24年7月策定予定）

・必要な事業量確保のため、財産の取り崩し基準策定を検討する団体（10団体） **全て達成**

実施済み：(財)長崎県消防協会、(財)長崎県国際交流協会

(財)県民ボランティア振興基金、(財)長崎県すこやか長寿財団

(財)長崎県産炭地域振興財団、(財)有明海水産振興基金、

(財)対馬栽培漁業振興公社、(財)諫早湾地域振興基金、

(財)石木ダム地域振興対策基金、(財)長崎県暴力追放運動推進センター

・出資比率の見直しを検討する団体（2団体） **一部未達成**

実施済み：対馬空港ターミナルビル(株)（対馬市等と協議の上、今後も引き続き検討）

未実施：(株)長崎県漁業公社（県計画分）

（経営再建計画終了後検討（28年3月予定））

このほか、未達成となった項目

(財)長崎県漁協合併推進基金（所管課：漁政課）

<計画内容>

22年度における漁協目標数20漁協に向けた取組（達成後は団体解散）

県、関係市町、漁協系統団体と連携して取り組む（団体計画分、県計画分）

<取組状況及び今後の課題等>

連携して取り組んできたが、平成22年度末の漁協数は70漁協と目標に達しなかった。

引き続き連携して合併を推進し、漁協の経営基盤強化を図る（法人は25年度解散）

(株)長崎県漁業公社(所管課:資源管理課)

<計画内容>

県職員(副知事)の代表取締役への就任取りやめ

経営改善計画の着実な実行に向けて支援し、当期末処分利益を黒字化(県計画分)

<取組状況及び今後の課題等>

22年2月に団体が策定した経営改善計画の達成に向け、資金繰りの日常的な監視、コスト削減、人員削減計画、生産技術向上のための指導を強化し、26年度末の繰越欠損金の解消を目指す。

(社)長崎県種馬铃薯価格安定基金協会(所管課:農産園芸課)

<計画内容>

現在の事業の実施状況を踏まえ、今後の団体のあり方について協議

団体のあり方検討会を開催し、方向性を決定する(団体計画分)

<取組状況及び今後の課題等>

23年度の通常総会で今後の方向性(解散)について提案し、持ち帰り検討となった。

23年度内(24年2月予定)に臨時総会を開催し、方向性を決定する。

(財)長崎県暴力追放運動推進センター(旧(財)長崎県暴力団追放県民会議)

(所管課:警察本部組織犯罪対策課)

<計画内容>

寄附金や会員収入増への取組

賛助会費20口の増加を図り、22年度までに120万円増を目指す(団体計画分)

<取組状況及び今後の課題等>

講習や機関誌等あらゆる機会を通じて募集したが、賛助会員数は増加したものの増額には至らなかった。

今後は計画変更の検討を行う。

公益法人制度改革への対応について

平成20年12月に施行された公益法人制度改革への対応については、具体的な公益性の判断基準への対応や、申請事務の煩雑さなどから、制度改革の対象となる38法人のうち、現時点において移行済みの法人は2法人に止まっております。

移行済みの法人

(財)長崎ミュージアム振興財団：公益財団法人へ移行(22年6月)

(財)長崎平和推進協会：公益財団法人へ移行(23年4月)

また、新制度へ移行した後は、理事会等への代理出席や書面表決が認められなくなることや、毎年度行政庁に対して詳細な報告書類の提出を求められるなど、見直し方針決定後に判明した事務に対する対応が必要となることから、今回見直しの対象となっていなかった団体についても、団体長への三役就任の必要性や団体そのもののあり方などについて、再度検討をする必要が生じてまいりました。

この結果、今回の見直しに加えて1団体が合併により解散し、6団体が団体長への三役就任を見直すことといたしました。

合併により解散

(社)対馬林業公社：(社)長崎県林業公社と合併(23年1月)

団体長への三役就任の見直し

(財)県民ボランティア振興基金、(財)長崎県産業振興財団、(財)長崎県産炭地域振興財団
長崎県道路公社、長崎県土地開発公社、(財)長崎県育英会

新制度移行への申請期限まで残り2年を切っていることから、移行申請を行っていない団体については、研修会等の開催や個別相談の実施などにより積極的に制度の周知を図り、移行がスムーズに行われるよう引き続き支援してまいります。

今後の出資団体の見直しについて

長崎県における出資団体の見直しについては、これまで2次にわたる見直し方針を策定し、団体そのものの見直しや、県の関与のあり方について積極的に見直しに取り組んでまいりました。

その結果、平成15年4月1日現在134団体あった県の出資団体が、平成23年4月1日現在では113団体に減少したほか、県職員の役員就任や職員派遣の見直し、団体への運営費補助金の縮減など、一定の成果をあげてきたと考えております。

しかしながら、今後も社会経済情勢の変化や県民のニーズの変化などに伴い、県が団体に対して出資関係を継続する必要性や、団体に対する県の支援など、さらなる見直しを行う必要が生じることと考えられます。

長崎県「新」行財政改革プランにおける今後の県出資団体の見直しについては、県が出資している全ての団体について、自立化の促進を図りつつ、事業内容及び県が出資した目的等の観点から、全国的な団体も含めて今後も出資関係を継続する必要性について毎年度検討し、検討結果を公表することとしております。

この方針に基づき、今後も出資の必要性について常に検討、検証を行い、必要があれば積極的に見直しを行うとともに、検討の結果を県民の皆様に公表してまいりたいと考えております。